

## 東伊豆町立学校「ラーケーションの日制度」実施要領

東伊豆町教育委員会

(趣旨)

第1条 この要領は、東伊豆町立学校において、東伊豆町立学校管理規則（平成29年3月3日教育委員会規則第1号）第4条第1項に定める「休業日」以外の平日に東伊豆町立学校に在籍する児童生徒が保護者と共に校外で体験的・探究的な学習活動に取り組むことを推進し、当該活動に取り組むために登校しない日については、欠席の取り扱いとしないこととする制度（以下、「ラーケーションの日制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 「ラーケーションの日制度」の対象は、東伊豆町立学校に在籍するすべての児童生徒とする。

(取得単位及び取得可能日数)

第3条 「ラーケーションの日制度」は、年度につき最大3日の取得を可能とする。

2 「ラーケーションの日制度」の取得単位は1日単位とし、連続取得も可能とする。

(取得不可日)

第4条 次に掲げる日は、「ラーケーションの日制度」を取得することができない。

- (1) 第1学期の始業式の日から4月末日までの各日
- (2) 始業式、終業式、修了式、入学式及び卒業式が行われる日
- (3) 全国学力・学習状況調査及び学力診断テストが行われる日、並びに学校が行う定期テスト期間の初日から当該期間の末日までの各日
- (4) 校外学習が行われる日、並びに修学旅行及び屋外活動が行われる期間の各日（これらの行事が予備費に行われる場合は、その予備日も含む）
- (5) 運動会及び体育祭等（学年練習及び全体練習期間の各日含む）各種行事が行われる日
- (6) 学習参観が行われる日
- (7) その他
  - ・「ラーケーションの日制度」を取得することができないと学校長が定める日
  - ・(1)～(6)の詳細な日程は、各校より通知をもって周知する

(届出手続)

第5条 児童生徒の保護者は、「ラーケーションの日制度」を取得しようとする

ときは、当該日の7日前までに申し出て、当該日の3日前までに「ラーケーションカード」に必要事項を記入し、当該児童生徒が在席する学校長に提出しなければならない。

(推奨する活動)

第6条 「ラーケーションの日制度」においては、保護者と共に次の活動を行うことを推奨する。

- (1) 地域探訪及び自然体験
- (2) 博物館及び美術館等の見学
- (3) 地域行事参加及びボランティア活動
- (4) 自由研究及びレポートの作成
- (5) その他、当該児童生徒にとって有意義な学習につながる活動

(学校における取扱い)

第7条 取得した「ラーケーションの日制度」の日数は、出席簿、指導要録及び調査書の「出席停止の日数」として合算し、それらの備考欄には「ラーケーションの日制度」取得の旨、記述する。

(その他)

第8条 「ラーケーションの日制度」を取得した場合、当該日における学校給食費やその他の費用は還付しない。

- 2 「ラーケーションの日制度」を取得した場合における学校での当該日の学習内容については、各家庭での自主学習で補完するものとする。
- 3 「ラーケーションの日制度」を取得した場合における当該日の事故等については、各学校で加入している保険適応の対象外とする。
- 4 過去の活動に関して「ラーケーションの日制度」を遡って適用することはできない。
- 5 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。